

PTA総合補償制度とは

1. PTA総合補償制度とは

PTA、児童およびPTA会員(保護者・教職員)等において、PTA活動中に発生する可能性がある事故を幅広く補償する制度です。PTA団体傷害保険とPTA特約付賠償責任保険で構成されます。

2. 保険の対象となる方

- ① PTA会員(保護者・教職員)および赤堤小学校に通学する児童
- ② PTA会員と同居する親族(未就学児を含みます)
- ③ PTA行事への参加が事前にPTAより認められている方

3. 補償内容について

(1)傷害の補償

PTA活動(例:総会、実行委員会、単P研修会、校外活動、校庭開放など)の参加中におきた事故によるケガや身体への障害(熱中症や細菌性食中毒を含む)を補償します。活動中の事故に加え、学校など活動場所への行き帰りで起きた事故も対象となります。

(例)PTA活動のため、自転車で学校に向かう途中で転倒し、ケガをしてしまった

(2)賠償の補償

PTA活動において、PTAまたはPTA活動に参加していた方が、以下のような損害賠償責任を負ってしまった場合、賠償金などを補償します。

- ・活動中に第三者の身体や財物に損害を与えてしまった場合
(例)会場設備に不備があったため、来場者にケガをさせてしまった
- ・活動中に誤って学校や第三者から借りた備品・用具などを壊したり、盗まれたりしてしまった場合

	主な補償	保険金額
傷害	死亡・後遺障害	480万円 後遺障害は障害の程度により死亡保険金額×4%～100%
	入院保険金	日額 5,000円(180日限度)
	手術保険金	1事故あたり1回の手術限り <入院中に受けた場合> 入院保険金日額×10(倍) <外来で受けた場合> 入院金額日額×5(倍)
	通院保険金	日額 3,000円(90日限度)
賠償	身体	1名あたり最大5,000万円 1事故あたり最大3億円(自己負担額1千円)
	財物	1事故あたり最大500万円(自己負担額1千円)
	受託物	1事故あたり最大10万円(自己負担額5千円) 保険期間中最大1千万円

4. 皆さまへのおねがい

PTAが主催または共催するPTA活動への参加中にケガなどしてしまった場合には、学級委員またはPTA役員を通じてお申し出ください。校外活動の際の事故等の場合には、ご所属の地区的校外委員を通じて、校外委員長までご報告をお願いします(事故発生日から30日以内に保険会社に連絡する必要があります)。壊れてしまった備品など、状況がわかる写真の撮影もお願いします。